

神奈川県立えびな支援学校 学校開放施設利用規則

1 開放の目的

この利用規則は、えびな支援学校開放事業実施要綱に基づき、地域住民及び地域の障害児・者団体等の学習・文化・スポーツ活動などの振興に資するとともに、地域に親しまれる学校づくりを促進するため、学校施設開放に関して必要な事項を定める。

2 開放日時

学校施設の開放日は、毎週火・金・土・日曜日とする。ただし本校行事実施日と祝祭日は除くものとする。時間は土・日曜日は9時から12時、13時から16時、火・金曜日は17時～19時とする。学校休業日については校長が特に指定した日のみとする。また、校長が必要と判断した場合は、開放日時を変更することができる。

3 開放場所

原則として体育館のみとする。

4 利用手続き

- (1) 学校施設を利用する者（以下「利用者」という）は、あらかじめ「(様式1) 施設利用登録申請書」および「(様式2) 施設利用者名簿」を提出する。
- (2) 利用者は「(様式3) 施設利用申込書」を、利用希望の属する月の前月初日から7日（7日が休日にあたる場合は翌課業日）までに提出する。
- (3) 校長は、「(様式3) 施設利用申込書」により、各団体の希望日時・回数等の調整を行う。
- (4) 校長は、申込みが適当と認められる場合は、学校担当者を通じて利用者に連絡する。
- (5) 利用者は、利用中止が決まった場合は直ちにその旨を学校に連絡すること。
- (6) 利用者は、基本的な感染対策を行い、活動すること。

5 利用にあたっての注意事項

学校施設利用にあたって、利用者は次のことを遵守するものとする。

- (1) 「(様式4) 施設利用日誌・施設利用報告書」を、利用日当日に施設管理員から受け取ること。
- (2) 施設利用後、利用直後に「(様式4) 施設利用日誌・施設利用報告書」を施設管理員へ渡すこと。
- (3) 学校施設内での喫食はしないこと。ただし、水分補給は適宜行うこと。
- (4) 学校敷地内は全面禁煙であるため喫煙はしないこと。
- (5) 学校施設内の備品については、利用後必ず原状に復すこと。また、利用後は施設内の清掃を行うこと。
- (6) ゴミはすべて持ち帰ること。

- (7) 利用中に事故が起きた場合、又は学校施設またはその備品に損傷、損壊、滅失等あったときは必ず「(様式5) 施設・設備破損届」を提出し、学校に報告すること。施設・設備・物品等を破損もしくは滅失したときには、弁償の責任を負うこと。
- (8) 開放中の事故等、緊急時については各自で対応する。学校と連絡を密にするとともに、安全管理や健康管理に十分配慮すること。
- (9) 利用中に異常に気付いたときは、すみやかに警察等の関係機関に連絡すること。
- (10) 児童・生徒が利用する場合、利用責任者は学校施設への行き帰りに関して、安全策を講じること。
- (11) 体育館の照明、冷暖房を利用する場合は、利用料を納付すること。

照明：最初の2時間440円、その後1時間毎に220円。

冷房：1時間毎1,710円。

暖房：1時間毎2,580円。

※ 時期によっては、空調が使えないこともあります。

附 則

この規則は、平成29年8月1日より実施する。

この規則は、令和元年8月1日に改定。

この規則は、令和4年6月10日に改定。

この規則は、令和5年7月14日に改定。

この規則は、令和7年4月1日に改定。